

# 令和4年度四万十町再犯防止推進計画委員会 (第1回)

日時：令和4年7月6日(水) 10時00分～11時30分

会場：四万十町役場東庁舎 2階 町民活動支援室

## 《次第》

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 四万十町再犯防止推進計画委員会設置要綱の確認
- 6 委員長・副委員長の選任
- 7 協議
  - (1) 再犯防止に係る国の施策について
  - (2) 四万十町・高知県の再犯防止に係る現状
  - (3) 計画(案)の概要(目的・スケジュール等)
  - (4) 計画(案)の構成
  - (5) その他
- 8 閉会

## 【資料】

資料1：委員名簿、委員会設置要綱、再犯防止に係る資料

資料2：計画策定の概要

資料3：計画(案)の構成

(参考) 再犯防止推進計画(概要版：厚労省 平成28年)

高知県再犯防止推進計画(平成31年)

## 四万十町再犯防止推進委員会 名簿

(令和4年7月現在)

No.	所属	役職	氏名	要綱3 条②	備考
1	高幡保護区保護司 会	会長	壬生 直徳	(1)	
2	四万十町更生保護 女性会	会長	中平 憲子	(1)	
3	しまんと町社会福 祉協議会	相談支援係長	本井 ゆき	(1)	
4	法務省高松矯正管 区	更生支援企画 課長	廣田 将和	(2)	
5	高知保護観察所	企画調整課長	東山 和憲	(3)	
6	窪川警察署	少年補導主任 兼刑事生活安 全少年主任	山下 恵介	(3)	
7	四万十町役場	総括技幹兼保 健師	森 太亮	(3)	

【参考：四万十町再犯防止推進委員会設置要綱（抜粋）】

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 再犯防止に関する地域福祉団体が推薦する者 4人以内
- (2) 再犯防止に関する知識及び学識経験を有する者 1人以内
- (3) 再犯防止に関する行政機関が推薦する者 3人以内
- (4) 公募による者 2人以内
- (5) その他町長が必要と認める者

## 四万十町再犯防止推進計画委員会設置要綱

### (設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年号外法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、四万十町再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項等を協議するため、四万十町再犯防止推進計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に掲げる施策の推進、見直しに関すること。
- (3) その他、計画の推進に関して必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 再犯防止に関する地域福祉団体が推薦する者 4人以内
- (2) 再犯防止に関する知識及び学識経験を有する者 1人以内
- (3) 再犯防止に関する行政機関が推薦する者 3人以内
- (4) 公募による者 2人以内
- (5) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

## 再犯防止に係る資料

### 1. 犯罪統計

		検挙人数		再犯率	犯罪時職業		
		初犯者	再犯者		有職	無職	
全国	令和1年	172,197	85,245	86,952	50.5%	89,562	82,635
	令和2年	164,678	81,294	83,384	50.6%	86,144	78,834
高知県	令和1年	843	392	451	53.5%	377	466
	令和2年	784	363	421	53.7%	358	426
窪川警察署	令和1年	12	6	6	50.0%	6	6
	令和2年	11	6	5	45.5%	3	8

(高松矯正管区より)

### 2. 就労住居の確保 (高知県)

	基準値	基準値
刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の割合	77.2% (令和3年度)	21.1% (平成29年度)
協力雇用主数	143事業者 (令和3年度末)	101事業者 (平成29年度末)
保護観察終了時に無職である者の割合	27.5% (令和3年度) 保護観察終了人数 178人 うち、保護観察終了時に無職である者の数 49人	42.9% (平成29年) 保護観察終了人数105人 うち保護観察終了時に無職である者の数 45人
更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	更生保護施設 41人 自立準備ホーム 4人	更生保護施設37人 自立準備ホーム6人 (平成29年)

高知保護観察所調査(速報値)

高知県再犯防止推進計画 (出展：法務省調査)

3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係(高知県)

	基準値（令和3年度）	基準値（平成29年度）
特別調整により福祉サービスの利用に向けた調整を行った者の数	30人	25人

(出典：高知県地域福祉政策課)

4. 高幡保護区保護司会 充足率・年代別構成

保護司数 28人 (令和4年6月1日現在)

保護司充足率 103.70%

年齢構成	人数	男	女
75歳以上	1	1	-
70-74歳	13	7	6
65-69歳	6	6	-
60-64歳	3	3	-
50歳代	3	3	-
40歳代	2	2	-
計	28	22	6

(高幡保護区保護司会)

再犯防止推進計画の策定状況（高知県）

R4.7.1現在

自治体	再犯防止推進計画				地域福祉計画			
	策定年度	計画の形態	計画期間(年度)	次回改定時期	現在の計画期間(年度)	次回改定時期	再犯防止計画に係る検討	
							計画の形態	進捗状況
1 高知県	H31	個別	H31～R5	R6	-	-		計画受理
2 高知市	R2	個別	R3～R5	R6	-	-		計画受理
3 香南市	R2	個別	R3～R7	R8	-	-		計画受理
4 高知市	R3	地域福祉計画に包含	H31～R6	R7	-	-		計画受理
5 安芸市	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
6 南園市	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
7 宿毛市	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
8 土佐清水市	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
9 安田町	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
10 大豊町	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
11 いの町	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
12 中土佐町	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
13 津野町	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
14 大月町	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
15 芸西村	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
16 尾路村	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
17 日高村	R3	地域福祉計画に包含	R4～R8	R9	-	-		計画受理
18 三原村	R4予定	地域福祉計画に包含	-	-	H29～R3	R4	地域福祉計画に包含	策定見込み
19 土佐市	R4予定	地域福祉計画に包含	-	-	H30～R4	R5	地域福祉計画に包含	策定見込み
20 香美市	R4予定	地域福祉計画に包含	-	-	H30～R4	R5	地域福祉計画に包含	策定見込み
21 東洋町	R4予定	地域福祉計画に包含	-	-	H30～R4	R5	地域福祉計画に包含	策定見込み
22 奈半利町	R4予定	地域福祉計画に包含	-	-	H30～R4	R5	地域福祉計画に包含	策定見込み
23 越知町	R4予定	地域福祉計画に包含	-	-	H30～R4	R5	地域福祉計画に包含	策定見込み
24 四万十町	R4予定	個別	-	-	H30～R4	R5	個別計画	策定見込み
25 黒潮町					H30～R4	R5		説明のみ
26 北川村					H30～R4	R5		説明のみ
27 徳原町	R4予定	地域福祉計画に包含	-	-	H30～R4	R5	地域福祉計画に包含	策定見込み
28 須崎市	R5予定	地域福祉計画に包含	-	-	H31～R5	R6	地域福祉計画に包含	策定見込み
29 田野町					H31～R5	R6		説明のみ
30 本山町	R5予定	地域福祉計画に包含	-	-	H31～R5	R6	地域福祉計画に包含	策定見込み
31 仁淀川町	R5予定	地域福祉計画に包含	-	-	H31～R5	R6	地域福祉計画に包含	策定見込み
32 佐川町	R5予定	地域福祉計画に包含	-	-	H31～R5	R6	地域福祉計画に包含	策定見込み
33 大川村	R5予定	地域福祉計画に包含	-	-	H31～R5	R6	地域福祉計画に包含	策定見込み
34 四万十市	R6予定	地域福祉計画に包含	-	-	R2～R6	R7	地域福祉計画に包含	策定見込み
35 土佐町					R2～R6	R7		説明のみ



## 四万十町再犯防止推進計画(案)策定の概要

## 1. 計画策定の目的

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。

そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要とされています。

四万十町においても、犯罪をした者等が孤立することなく地域の一員として住み続けられるように、「四万十町再犯防止推進計画(案)」を策定し、国、高知県、保護司会など関係機関と一体となった支援を総合的に実施していくことを目的とします。

## 2. 計画策定のスケジュール

年	月	日	内容
令和 4	4	25	「計画策定の概要」を町長承認 「計画委員会設置要綱(案)」作成
		28	公募委員募集開始 (~5/20、応募結果なし)
	5	10	庁内に「計画」策定に向け協力を依頼
		18	事務補助業務委託 委託先：高幡保護区保護司会 内容：委員候補調整、資料収集、その他
	7	6	<b>第1回委員会</b> 委嘱状交付、計画(案)の概要等を協議
	10	中旬	(予定) <b>第2回委員会</b> 計画(案)提示・協議、意見公募日程確認
	11	中旬	(予定) 計画(案)の意見公募を実施 公募期間：3週間程度(指定閲覧場所、HP)
令和 5	1	下旬	(予定) <b>第3回委員会</b> 意見公募結果協議、計画(案)の承認 委員会 → 町長へ計画(案)を提示
		3	下旬
	4	1	計画の実施

### 3. 字句等の表記

計画名等を簡略化するため、以下の通り表記します。

四万十町再犯防止推進計画（案）： 「本計画」

高知県再犯防止推進計画           ： 「県計画」

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）：「法」

### 4. 町計画策定の根拠

町計画は、法第 8 条第 1 項に定める計画として策定します。

対象者は、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）のうち支援が必要な者とします。

#### 【参考：再犯の防止等の推進に関する法律】

（ 国等の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

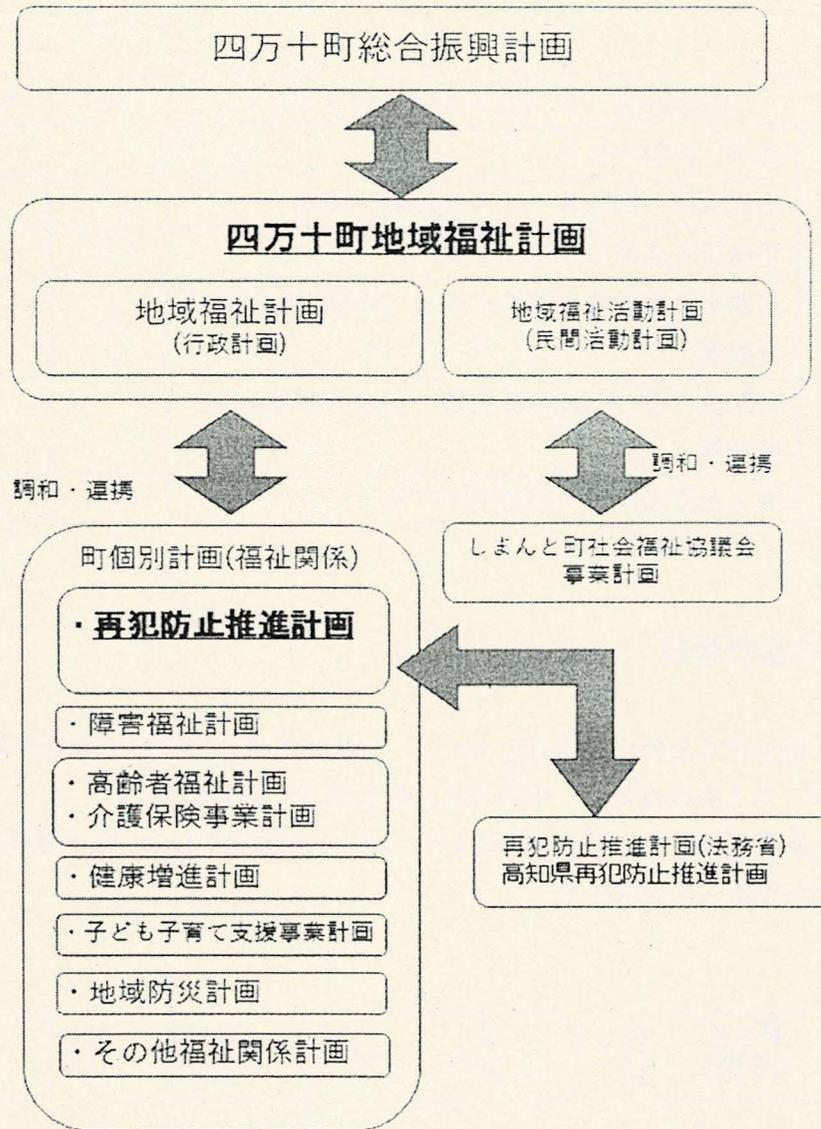
2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## 5. 町計画の位置づけ

本計画は、四万十町地域福祉計画の個別計画として位置付けます。



## 6. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度(2023)から令和9年度(2027)までの5年間とします。

## 7. 本町が取り組む重点課題

国・県等の課題を参考に、本計画で取り組む重点課題を設定します。

本計画では、下記項目のうち、本町が優先的に取り組むべき課題を「重点課題」に設定します。

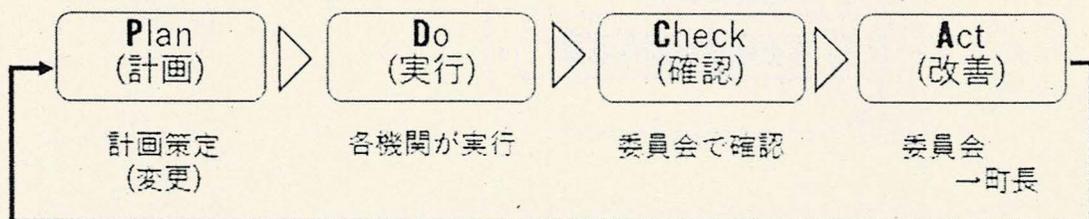
	重点課題の例（「作成の手引き」より）	県	M市	町
①	就労・住居の確保	○	○	○
②	保健医療・福祉サービスの利用の促進	○	○	○
③	学校等と連携した就学支援	○	—	—
④	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	○	—	—
⑤	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	○	○	○
⑥	国・民間団体等との連携強化等	○	○	○

## 8. 計画の進行管理

本計画を推進するため、委員会において、計画や支援の内容等を確認します。

委員会は、年1回程度とし、委員長が必要に応じて招集します。

なお、委員会において、必要と判断されれば、計画期間中においても適宜、計画変更の必要性を町長に提案していきます。



計画（案）の構成イメージ

# 四万十町再犯防止推進計画 (案)

令和5年(2023)〇月

四万十町再犯防止推進計画委員会

(四万十町)

## 1 計画策定にあたって

- 1-1. 策定の目的
- 1-2. 計画の位置付け
- 1-3. 計画の基本方針
- 1-4. 計画の期間
- 1-5. 計画の対象者

## 2 再犯防止等に関する施策の推進

- 2-1. 本計画の推進体制
- 2-2. 計画の動向を把握する参考資料

## 3 再犯防止等に関する支援

本計画で取り組む施策を重点課題ごとに掲載（支援の例は次項）

## 4. 資料編

- (1) 本計画策定の経過
  - (2) 再犯防止推進計画委員会設置要綱
  - (3) 同上委員会名簿
  - (4) 関係機関一覧（名称、所在地、電話番号など）
- 他

(支援の例)

3-1 「就労・住居の確保」に関する支援

①就労

施策	支援の内容	担当
ハローワークなど	公共職業安定所等と連携し就労を支援します。	町【にぎわい課】
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。	社協
障害者相談支援事業		町【健福課】 相談支援員
農福連携協議会		町【健福課】 町【農林課】
シルバー人材センター		町【高支課】

(2) 住い

施策	支援の内容	担当
町営住宅への入居の検討		町【建設課】
高齢者住宅への入居の検討		町【高支課】

3-2 保健医療・福祉サービスに関する支援

(1) 保健医療

施策	支援の内容	担当
各種健(検)診の案内		町【健福課】
しまんと健康ホットライン	健康・医療などへの悩みを、いつでも相談できる無料電話相談サービスを提供します。 ・24時間年中無休【Tel 0120-78841】	町【健福課】
薬物依存者への支援	薬物依存症からの回復に向け、通院医療の継続支援や日常生活等での相談への支援を行います。	町【健福課】

(2) 福祉サービス

施策	支援の内容	担当
重層的相談体制の充実	介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスについて、相談できる体制を整備します。	町【健福課】 町【高支課】

		社協
あったかふれあいセンター		町【健福課】
権利擁護の推進	成年後見制度利用など、必要なサービスが提供できるように支援します。	町【健福課】 町【高支課】 社協
障害者相談支援事業所		
法律相談		町【総務課】 社協

### 3-3 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

施策	支援の内容	担当
保護司会等への活動の支援	・保護司会活動の拠点を確保します。 ・町は、保護司会等への活動を支援します。	町【健福課】
社会を明るくする運動の推進		保護司会 他関係機関
保護司の人材確保	・保護司会は、活動が促進されるように保護司確保に努めます。 ・町及び関係機関は、保護司適任者の推薦など保護司確保の協力に努めます。	保護司会 町【健福課】

### 3-4 国・民間団体等との連携強化等

施策	支援の内容	担当
本計画の進行管理体制の確保	委員会を年1回程度実施します。 計画の進捗状況を確認します。	委員会 町【健福課】
地域福祉計画に本計画推進を明示	町地域福祉計画に計画策定、関係機関と一体となった総合的な推進体制を位置付けます。	町【健福課】
公的機関等との連携強化	矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けられるように、公的機関や保護司会等との連携強化を図ります。 本町が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努めます。	国、県 保護司会 町【健福課】